

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小平 裕一
登録番号又は法人番号	04121049
所属する単位会	栃木県行政書士会
事務所名称	行政書士小平裕一事務所
事務所所在地	栃木県宇都宮市兵庫塚3-41-33
処分年月日	令和元年5月15日
処分内容（種類）	2年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者は、平成28年5月18日に受任した依頼人の祖父の相続に伴う株式の名義変更業務に関し、受任日を含め6回に亘り費用や報酬として合計1,052,000円を受領しておきながら、平成30年9月12日に依頼人が苦情を申し立てるまで、業務の進捗状況の報告及び費用明細の提示を怠った。また、苦情受付日を含め3回、役員から依頼人に連絡するように指導され、了解したものの連絡をしなかった。</p> <p>10月15日に設けた役員が同席しての依頼人との話し合いの場で、被処分者が「11月には業務が完了するので、その際には明細をつけて費用も精算する」とした約束を12月が過ぎても守らず、何の成果物の提示も無いため、平成31年1月依頼人は業務契約の解除を申し出た。同3月、被処分者が契約時に預かった書類及び預かった金員全額を返却し、契約の解除が完了した。</p> <p>これらの経緯から、業務を遂行する過程において、被処分者は報酬・費用の一部を事前に収受したものの何ら合理的な理由もなくその業務をすみやかに処理しなかったことや、依頼者に対する適切な説明・連絡の欠如が認められた。被処分者に対しては平成30年4月、同様の行為があったことを理由に3カ月間の会員の権利の停止の処分を行っており、このような行為を繰り返すことは行政書士として求められる資質を欠くものと断じざるを得ないが、被処分者が依頼人より受領した報酬あるいは預り金の全額を返済したこと等を鑑み、この処分内容とした。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法施行規則第6条1項（業務の公正保持等） 行政書士は、その業務を行うに当っては、公正でなければならず、親切丁寧を旨としなければならない。</p>

行政書士法施行規則第 7 条（業務取扱の順序及び迅速処理）

行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。

栃木県行政書士会会則第 58 条（責務）

会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。